

危険物施設の風水害対策 ～ まずは、ハザードマップの確認から ～

八戸消防
HP →



危険物施設の風水害対策ガイドラインの公表

近年、台風や豪雨による大規模な風水害が全国で相次いで発生しており、平成30年6月から10月の間の風水害により被害を受けた危険物施設数は **797施設** でした。令和元年8月には佐賀県において、豪雨による影響で工場が浸水し、**油が11万リットル流出**する事故も発生しています。

このようなことを踏まえ、総務省消防庁において被害実態の検討が行われ、「危険物施設の風水害対策ガイドライン」が公表されました。

※ 詳細は[危険物施設の風水害対策ガイドライン](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/countermeasures02.html)をご覧ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/countermeasures02.html>



出典：総務省消防庁ホームページ

その1. ハザードマップで災害リスクの確認を！

各市町村のハザードマップ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/bosaikikikanri/hazard_map.html

○平時からの事前の備え

- ・ 想定される危険性を回避・低減するための計画策定を行う。
策定した実施計画は、**予防規程・社内規定等**に定めて下さい！
- ・ 土のう等の資機材等を準備し、訓練を実施してください。

その2. 時間的余裕をもって応急対策、避難の実施！

- ・ 土のうや止水板等による浸水防止、禁水物質等の高所への移動等をして、**浸水・土砂対策の措置**を行う。
- ・ 配管の弁等を閉鎖、金具での固定により、**強風対策の措置**を行う。
- ・ オイルフェンスの設置や油吸着材等を準備し、**流出防止対策の措置**を行う。

その3. 天候回復後は、点検を行い、必要な補修後に施設の再稼働を！

※ **通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備、配線の健全性の確認**を行う。

